

市区町村における持続可能なインフラメンテナンスの充実強化に関する決議

我が国では高度経済成長期に道路、河川、港湾、上下水道等のインフラ構造物が集中して整備されたが、近年、その老朽化が加速度的に進んでおり、老朽化に起因する事故等の発生が社会問題化している。

インフラ構造物は、私たちが日常生活や経済活動を営む上で、無くてはならない存在であるが、これらの老朽化に起因する事故等は直接的に人命にも関わる重大な問題となっている。また、災害をもたらす自然現象が発生した場合においても、インフラ機能が発揮できるよう、防災・減災、国土強靱化の観点からもメンテナンスを考える必要がある。

こうした情勢を受け、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を通じ、予防保全型インフラメンテナンスの構築に向けた財政支援が行われるとともに、メンテナンスに関心を有する市区町村長で構成する「インフラメンテナンス市区町村長会議」が令和4年4月に設立され、現在は全市区町村の5割を超える954の市区町村が参画している。（令和5年4月30日現在）

地域住民の安全・安心に直接責任を有する基礎自治体である市区町村にとっては、インフラメンテナンスの適切な実施は非常に重要な政策課題であり、カーボンニュートラルをはじめとしたSDGs(持続可能な開発目標)の達成にも資するものである。また、多様な主体がインフラメンテナンスに参加することにより、よりよい未来社会の創造が期待される。

一方、多くのインフラを維持管理する地方公共団体のうち、特に小規模な市町村では、措置すべき施設数に対し人員や予算が不足している状況にあり、予防保全への転換を強力に進めていくためには、一層の支援が必要である。

よって、国は持続可能なインフラメンテナンスの充実強化を図るよう、下記事項について迅速かつ万全の措置を講じられたい。

記

- 一 市区町村が、地域インフラ群再生戦略マネジメントの概念に即した広域的・戦略的なインフラマネジメントの実施も含め、インフラの維持管理を的確に行えるよう、国は実装可能な AI やデジタル技術等を含む新技術の開発や普及展開に向け必要な方策を講じるとともに、必要な制度等の見直しを行うこと。
- 一 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向け、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、必要な予算を例年以上の規模で確実に確保するとともに、「5か年加速化対策」後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組が実施できるよう、次の中期的な事業計画を早期に策定し、現計画以上の予算規模を確保すること。
- 一 個別施設計画に基づく点検並びに修繕・更新等に係る補助事業や交付金及びこれらに係る交付税措置や、地方単独事業として行われる維持管理に係る地方債等の充実を図るなど、財政支援を強化すること。
- 一 土木学会をはじめメンテナンスに関係する学術団体や民間企業なども含めた産学官の一層の連携協力を推進すること。
- 一 都道府県や市区町村とも連携し、特に市区町村の技術職員の確保に取り組むとともに、専門家の派遣や地方整備局等の体制の強化を通じ、技術的支援や研修体制の強化・充実を推進すること。

以上決議する。

令和5年5月26日

インフラメンテナンス市区町村長会議